

②感染症対策の強化

★ 対象サービス…全サービス

感染症の発生及びまん延等に関する取組の徹底を求める観点から、以下の取組について、令和3年4月1日から3年間の経過措置期間が設けられていましたが、**令和6年4月1日より義務化**されていますので、以下の項目の確認を改めてお願いします。

- ア 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する**委員会を開催**するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること
- イ 感染症の予防及びまん延の防止のための**指針を整備**すること
- ウ 感染症の予防及びまん延の防止のための**研修及び訓練を定期的に実施**すること

(参考) 根拠法令等 ※訪問介護の場合

ア 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会について

H11 老企 25 第3の一の3 (23) ②

当該事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（以下「感染対策委員会」という。）であり、感染対策の知識を有する者を含む、幅広い職種により構成することが望ましく、特に、感染対策の知識を有する者については外部の者も含め積極的に参画を得ることが望ましい。**構成メンバーの責任及び役割分担を明確にするとともに、感染対策を担当する者（以下「感染対策担当者」という。）を決めておくことが必要**である。なお、同一事業所内での複数担当の兼務や他の事業所・施設等との担当の兼務については、担当者としての職務に支障がなければ差し支えない。ただし、日常的に兼務先の各事業所内の業務に従事しており、利用者や事業所の状況を適切に把握している者など、各担当者としての職務を遂行する上で支障がないと考えられる者を選任すること。

～（中略）～

感染対策委員会は、利用者の状況など事業所の状況に応じ、**おおむね6月に1回以上（※）、定期的に開催するとともに、感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ随時開催**する必要がある。

～（中略）～

なお、**感染対策委員会は、他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えない**。また、事業所に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。

※介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護においては、**おおむね3月に1回以上**開催することが必要です。

※居宅介護支援事業所の従業者が1名である場合は、イの指針を整備することで、委員会を開催しないことも差し支えないとされています。この場合にあつては、指針の整備について、外部の感染管理等の専門家等と積極的に連携することが望ましいとされています。（H11 老企 22 第2の3 (17) イ）

イ 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること

H11 老企 25 第3の一の3 (23) ②

当該事業所における「感染症の予防及びまん延の防止のための指針」には、**平常時の対策及び発生時の対応を規定**する。

平常時の対策としては、事業所内の衛生管理（環境の整備等）、ケアにかかる感染対策（手洗い、標準的な予防策）（※）等、発生時の対応としては、発生状況の把握、感染拡大の防止、医療機関や保健所、市町村における事業所関係課等の関係機関との連携、行政等への報告等が想定される。また、発生時における事業所内の連絡体制や上記の関係機関への連絡体制を整備し、明記しておくことも必要である。

なお、それぞれの項目の記載内容の例については、「介護現場における感染対策の手引き」（URL: <https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001149870.pdf>）を参照されたい。

※**介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護**においては、平常時の対策として、施設内の衛生管理（環境の整備、排泄物の処理、血液・体液の処理等）、日常のケアにかかる感染対策（標準的な予防策（例えば、血液・体液・分泌液・排泄物（便）などに触れるとき、傷や創傷皮膚に触れるときどのようにするかなどの取り決め）、手洗いの基本、早期発見のための日常の観察項目）等を規定することが想定されます。

ウ 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練

H11 老企 25 第3の一の3 (23) ②

従業者に対する「感染症の予防及びまん延の防止のための研修」の内容は、感染対策の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、当該事業所における指針に基づいた衛生管理の徹底や衛生的なケアの励行を行うものとする。

職員教育を組織的に浸透させていくためには、当該事業所が**定期的な教育（年1回以上（※））を開催する**とともに、**新規採用時には感染対策研修を実施する**ことが望ましい。また、研修の実施内容についても記録することが必要である。

なお、研修の実施は、厚生労働省「**介護施設・事業所の職員向け感染症対策力向上のための研修教材**」等を活用するなど、事業所内で行うものでも差し支えなく、当該事業所の実態に応じ行うこと。

また、平時から、実際に感染症が発生した場合を想定し、発生時の対応について、**訓練（シミュレーション）を定期的（年1回以上（※））に行うことが必要**である。訓練においては、感染症発生時において迅速に行動できるよう、発生時の対応を定めた指針及び研修内容に基づき、事業所内の役割分担の確認や、感染対策をした上でのケアの演習などを実施するものとする。

訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。

※（**地域密着型**）**特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護**においては**年2回以上**開催することが必要です。